

許可番号 第08720004355号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 福島県郡山市田村町下行合字田ノ保下1番地の23

氏 名 株式会社 白川商店
代表取締役 橋本 裕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

郡山市長 椎根 健雄



許可の年月日 令和 7年10月17日

許可の有効年月日 令和10年 9月21日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| ア. 中間処理 (切断) | ウ. 中間処理 (破碎) |
| イ. 中間処理 (圧縮) | エ. 中間処理 (破碎・分別) |
| オ. 中間処理 ((移動式) 圧縮・切断) | |

(2) 産業廃棄物の種類

- ア. 中間処理 (切断) に係るもの
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず
(これらのうち石綿含有産業廃棄物、自動車等破碎物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
以上3種類
- イ. 中間処理 (圧縮) に係るもの
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず
(これらのうち石綿含有産業廃棄物、自動車等破碎物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
以上3種類
- ウ. 中間処理 (破碎) に係るもの
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず、がれき類
(これらのうち石綿含有産業廃棄物、自動車等破碎物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
以上8種類
- エ. 中間処理 (破碎・分別) に係るもの
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず
(これらのうち水銀使用製品産業廃棄物 (水銀回収が義務付けられていないものに限る。) を含み、石綿含有産業廃棄物、自動車等破碎物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
以上3種類

オ. 中間処理（（移動式）圧縮・切断）に係るもの

廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
（これらのうち石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
以上4種類

2. 事業の用に供するすべての施設
裏面記載のとおり

3. 許可の条件

- (1) 移動式処理施設の稼働場所は排出事業場の敷地内に限ること。
(2) 移動式処理施設の稼働に当たっては、周辺環境に影響を与えないよう十分配慮すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日	平成10年	9月22日	
変更届出年月日	平成13年	4月10日	(会社組織の変更)
更新許可年月日	平成15年	9月22日	
変更許可年月日	平成17年	10月7日	(破砕に係る処理品目の追加及び破砕施設の追加)
変更届出年月日	平成18年	12月7日	(破砕施設の追加)
変更許可年月日	平成20年	3月25日	(事業区分「破砕・分別」及び破砕・分別施設の追加)
更新許可年月日	平成20年	9月22日	
変更届出年月日	平成24年	12月13日	(代表者の変更)
更新許可年月日	平成25年	9月27日	
変更届出年月日	平成30年	7月25日	(破砕施設の廃止)
更新許可年月日	平成30年	9月22日	
変更届出年月日	令和元年	10月10日	(破砕選別施設の追加)
変更許可年月日	令和5年	8月28日	(破砕に係る処理品目の追加)
更新許可年月日	令和5年	9月22日	
変更許可年月日	令和7年	10月17日	(事業区分「(移動式)圧縮・切断」及び(移動式)圧縮・分切断施設の追加)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・☐無

事業の用に供する全ての施設

処理施設の種類	「廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」の切断施設 (三浦機工(株)製 エコパシャ 200HP-ES II-2000)
処理能力	70t/日(8時間)
許可年月日	※※※※※※※※※※※※※※※※
許可番号	※※※※※※※※※※※※※※※※
設置年月日	平成10年7月1日
設置場所	郡山市田村町下行合字田ノ保下1番地の23

処理施設の種類	「廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」の圧縮施設 (三浦機工(株)製 油圧式鉄屑圧縮機 50HP・OPR)
処 理 能 力	24.5 t/日 (8時間)
許 可 年 月 日	※※※※※※※※※※※※※※※※
許 可 番 号	※※※※※※※※※※※※※※※※
設 置 年 月 日	平成10年7月1日
設 置 場 所	郡山市田村町下行合字田ノ保下1番地の23

処理施設の種類	「廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」の圧縮施設 (三浦機工(株)製 油圧式鉄屑圧縮機《カープレス》50HP・CPR)
処 理 能 力	42 t/日 (8時間)
許 可 年 月 日	※※※※※※※※※※※※※※※※
許 可 番 号	※※※※※※※※※※※※※※※※
設 置 年 月 日	平成10年7月1日
設 置 場 所	郡山市田村町下行合字田ノ保下1番地の23

処理施設の種類	「廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」の破碎施設 (西邦機工(株)製 一軸式万能破碎機 SC-50)
処 理 能 力	廃プラ類 4.23 t/日 (8時間) 紙くず 3.32 t/日 (8時間) 木くず 4.56 t/日 (8時間) 繊維くず 2.70 t/日 (8時間) ゴムくず 4.15 t/日 (8時間) 金属くず 2.49 t/日 (8時間) ガラスくず等、がれき類 19.6 t/日 (8時間)
許 可 年 月 日	※※※※※※※※※※※※※※※※
許 可 番 号	※※※※※※※※※※※※※※※※
設 置 年 月 日	平成17年8月5日
設 置 場 所	郡山市田村町下行合字田ノ保下1番地の23

処理施設の種類	「廃蛍光灯 (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)」の破碎・分別施設 (株セフティ・サポート・サービス製 SSS 式蛍光灯リサイクルプラント)
処 理 能 力	2.4 t/日 (8時間)
許 可 年 月 日	※※※※※※※※※※※※※※※※
許 可 番 号	※※※※※※※※※※※※※※※※
設 置 年 月 日	平成20年3月10日
設 置 場 所	郡山市田村町下行合字田ノ保下1番地の23

郡山市
市長
5R
環境課

処理施設の種類	「太陽光パネル（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず）」の破碎 選別施設 (秋元産業株式会社製 ガラス剥離装置 AFD・9EBV-601)
処 理 能 力	1. 6 t／日（8時間）
許 可 年 月 日	※※※※※※※※※※※※
許 可 番 号	※※※※※※※※※※※※
設 置 年 月 日	令和元年9月26日
設 置 場 所	郡山市田村町下行合字田ノ保下1番地の23

処理施設の種類	「廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず」の（移動式）圧縮・切断施設 (LEFORT 社製移動式ベアラー・シャー Mobile660)
処 理 能 力	80 t／日（8時間）
許 可 年 月 日	※※※※※※※※※※※※
許 可 番 号	※※※※※※※※※※※※
設 置 年 月 日	令和7年5月12日
設 置 場 所	郡山市田村町上行合字下川原74番1

以下余白